

# 長崎市子どもの貧困対策推進計画

## 令和 5 年度進捗状況報告書

- 1 重点施策 1 教育の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P1
- 2 重点施策 2 生活の安定に資するための支援・・・・・・・・ P6
- 3 重点施策 3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援・・・P14
- 4 重点施策 4 経済的支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P17
- 5 指標及び目標値・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P19

## 重点施策1 教育の支援

### (1) 幼児教育・保育の量の確保及び質の向上

取組番号	取組区分	具体的な取組内容	R5年度の成果	課題	今後の取組み方針	所管課
①	幼児教育・保育の量の確保	子育て家庭において、希望する幼児教育や保育を受けられるよう、今後の量の見込みや保護者のニーズを見極めたうえで、適切な幼児教育・保育の量を確保する。	○待機児童解消のため、入所可能な保育所等の情報提供などを行ったことで、年度当初における国定義の保育所待機児童数0人を平成31年度以降、継続して維持しており、一定、保育の量の確保ができています。	○年度当初においては保育所待機児童の解消に至ったが、年度途中の入所希望児童については、可能な限り受け入れを行っているものの、希望する地域や施設に偏り等があることから、年度末に向けて待機児童が発生している状況にある。	○今後も保育の量の見込みや保護者のニーズを見極めながら、保育の適正な量の確保に努める。	
②	幼児教育・保育の質の向上	保育士、幼稚園教諭等を対象とする研修会の実施や処遇改善等を行うとともに、保育現場の職場環境の改善に取り組み、生涯働ける魅力ある職場づくりを推進することで、市全体の保育の質の向上を図ります。	○保育の質の向上を図るため、研修会を通じて、先進事例や他の施設の状態を共有することで、各保育所等において、働きやすい職場づくりへの気づきや実践への動機付けにつながった。 【令和5年度実績】 実施回数：4回、参加者：延べ107人 ○保育士が子どもとは接さずに休憩や書類作成を行う時間を確保するため、保育士の補助や、保育の周辺業務を担う人員を雇用する施設へ補助を行ったことにより、児童の教育・保育環境の向上が図られた。 【令和5年度実績】 保育補助者：94人 保育支援者（保育の周辺業務を行う人員）：50人	○保育士を対象とした研修会において、参加者アンケートの結果では、高い満足度が示されたため、内容については充実したものできたと考えているが、保育士等の配置が少ない施設においては参加自体が困難な施設もあり、全施設の参加には至らなかった。 ○保育士等サポート事業を実施しているものの、一部では、人員を確保できない施設もあり、保育士等の労働環境について、寝具の準備・片づけなどの、直接子どもと接しない業務に時間と人員が割かれている状況がある。	○引き続き保育士を対象とした研修会を実施し、各施設において職場環境の改善を行っていく機運を醸成し、市全体の保育の質を向上していく。また、各施設が研修会に参加しやすくなるよう開催時期や場所などの設定について、今後も検討する。 ○保育士等の業務負担を軽減し、子どもと向き合った保育がより実践できる労働環境を整えることで、保育士本来の子どもと向き合った保育の実践により保育の質の向上を図る。また、退職後のプランが長くなった未就労の保育士が再就職しやすい環境を整え、保育人材の確保を図る。	幼児課
		幼児期の教育・保育と、小学校教育との円滑な接続のため、幼保小の子どもたちの交流と職員の意見交換や合同研修の機会を設け、より緊密な幼保小連携に努めます。	幼保小連携を推進するため、市内全小学校とその小学校区の幼稚園、保育園、認定こども園による情報交換、及び長崎市独自で作成した連携の手引書を活用した取組を実施したことにより、幼保小の職員間の連携が図られ、「小1プロブレム（※）」の解消や「あ・は・は運動（※）」の周知につながった。 ※「小1プロブレム」・・・小学校に入学したばかりの児童が、環境の変化に適応できない状態になること ※「あ・は・は運動」・・・子どもたちの健全な成長を促すための地域全体の取組のこと。	全小学校で、幼保小連携の取組が進んでいるものの、1つの小学校が複数の園と連携していることにより、日程調整や時間確保の難しさ、一部の職員の負担が増えるなど、望ましい形での連携ができていない。	中学校区を単位としたブロックごとの幼保小連携の取組が進んでいることから、各ブロックの取組や「あ・は・は運動」についてもその趣旨を再確認し、その継続と徹底を図るとともに、長期休業中に職員同士の交流を深めたり、オンライン会議での情報交換を行ったりするなど、関係者の負担軽減も含めて検討する。	幼児課 学校教育課

### (2) 地域と連携した学校指導・運営体制の充実

取組番号	取組区分	具体的な取組内容	R5年度の成果	課題	今後の取組み方針	所管課
①	スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーによる取組みの推進	スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの配置・派遣により、いじめや不登校等の生徒指導上の課題を早期に発見し、適切に対応するとともに、様々な課題を持った子どもたちに対して、早期の段階で子どもたちの話を受け止め、個別の課題を解決しつつ、関係機関と連携して生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう支援に努めます。	【教育研究所】 ・スクールソーシャルワーカー継続支援対応人数167人（小109人、中58人）に対し、426件のケースに対応した。 ・対応件数426件中342件（81%）は、問題が解決、あるいは支援中であるが好転した。  【学校教育課】 児童・生徒の自立及び社会適応能力の育成を図ることを目指し、問題行動が発生した学校や、カウンセラー派遣を希望する学校の児童・生徒、教職員及び保護者が直接専門家から指導助言を受けられるため、カウンセラーを派遣する「長崎市スクールカウンセラー派遣事業」を実施した。令和5年度は年間180時間（1回3時間計60回）の内、152時間（54回）の派遣を行った。	【教育研究所】 ・スクールソーシャルワーカーの支援が必要と思われる事案であっても、家庭が拒否をし、支援を届けられない場合がある。 ・家庭が抱える問題が複雑化しており、困難な事案が増えている。  【学校教育課】 児童生徒を取り巻く問題は益々多様化・複雑化しており、児童生徒や保護者のスクールカウンセラーに対するニーズが高まる中、緊急時のスクールカウンセラー派遣が重なる場合は、予算が不足してしまう可能性がある。	【教育研究所】 ・様々な事案に対して的確に対応していくため、スクールソーシャルワーカーの資質向上や関係機関との連携の充実を図る。  【学校教育課】 「長崎県スクールカウンセラー派遣事業」などと適切に連携して、各校の要望に応えることができるようにする。	教育研究所 学校教育課

②	学校教育による学力保障	家庭環境や住んでいる地域に左右されず、学校に通う子どもの学力が保障されるよう少人数指導や習熟度別指導等、子どもたち一人一人に応じたきめ細やかな指導を充実します。	1学級の人数については、国の基準を基に、県が定めており、小学1・6年、及び中学1年を少人数学級編制加配措置で対応している。また、少人数指導加配も配置し、チーム・ティーチングなどを行うことで、児童生徒一人ひとりに対するきめ細やかな指導を行っているところである。他にも児童生徒指導加配、通級指導教室加配なども対応している。	教員へのなり手不足や退職者の増加等により、全体的に教職員が不足しており、加配を配置できない状況がある。また、配慮が必要な児童生徒に対する対応もあり、よりきめ細かな指導体制が今後も求められ、より一層教職員の確保が課題となっている。	県教委と連携し、教職員の確保に向けた取組を図るとともに、本市独自でも教職員が児童生徒にきめ細かく指導・支援ができる体制を整えるようにする。	学校教育課
		研修や研究指定を行うなどによる子どもたちの学力向上の推進や、子どもたちの基礎学力や学習習慣の確実な定着に向けた取り組み、外国語指導助手等を活用した国際理解教育の推進、ICT機器の効果的な活用を図るための教職員への研修などに努めます。	【学校教育課】 教員の指導力向上を図るため、市立の小中学校5校を研究指定校とし、他の7校で計画訪問を実施したりすることにより、各教科の担当指導主事が、当該校の教員に直接授業改善に関する指導を行うことができた。また、夏季休業中に学力向上に関する研修会を終日日程で実施し、216名の教員が授業づくりに関する講演を聞き、教科別の指導法に関する協議を行うことにより、参加者の授業に対する意識改善が図られ、多くの教員の指導力向上に寄与した。  【教育研究所】 ・ICT活用推進に向けた研修会を9本実施し、計354人が参加した。 ・ICT利用率が65%を下回っている8校に対して、教育委員会事務局職員が直接出向いて「ICT活用実地研修」を実施し、計55人が参加した。	【学校教育課】 学校訪問や研修会を通して、多くの教員に対し授業改善等に関する指導を実施しているものの、すべての学校、教員に対する指導が十分でないことや、経験の少ない教員が急激に増加していることなどにより、学力調査の結果が目標値を下回っている。  【教育研究所】 ・ICT活用推進に向けた研修会を9本実施し、計354人が参加した。 ・ICT利用率が65%を下回っている8校に対して、教育委員会事務局職員が直接出向いて「ICT活用実地研修」を実施し、計55人が参加した。	【学校教育課】 研究指定校への訪問や計画訪問、学力向上に関する研修会、経年研修を実施していく。また、学力向上アドバイザーを配置し、アドバイザーや指導主事の学校訪問を積極的に行い、各学校へ校内研修の充実を働きかける。  【教育研究所】 ・研究校を指定して、日常の授業におけるICTを活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の往還的指導の研究成果を広く周知していく。	学校教育課 教育研究所

### (3)大学等進学に対する教育機会の提供

取組番号	取組区分	具体的な取組内容	R5年度の成果	課題	今後の取組み方針	所管課
①	高等教育の進学・就学支援	生活保護世帯の子どもが大学等へ進学するときは、進学準備給付金を給付します。	自宅通学生（10万円） 14件 自宅外通学生（30万円） 10件	国及び県の方針に則り適正実施に努める。	国及び県の方針に則り適正実施に努める。	中央総合事務所生活福祉1・2課 東南北総合事務所地域福祉課
		ひとり親家庭等に対し、子どもの大学等の修学に必要な資金の貸し付けを行います。	○大学等の修学に係る貸付件数：2件、貸付金額：996千円 (令和4年度 貸付件数：2件、貸付金額：1,272千円)	授業料等減免や給付型奨学金等の新制度の開始に伴い、ひとり親家庭にとって修学資金等の必要性が小さくなったと思われるが、一方で、制度内容が十分に行きわたっていないことも考えられる。	ブッシュ型の情報発信など制度内容の周知を強化する。	こども政策課

### (4)特に配慮を要する子どもへの支援

取組番号	取組区分	具体的な取組内容	R5年度の成果	課題	今後の取組み方針	所管課
①	特別支援教育に関する支援の充実	特別支援学級及び障害のある児童生徒が在籍する通常学級の円滑な運営を支援するとともに、障害についての理解促進のための啓発活動等を行うなど特別支援教育の充実を図ります。	○特別支援教育推進のため、研修会を年15回（うちオンライン研修会6回）、校内研修に担当指導主事を年16回派遣したことにより、教職員の資質向上が図られ、ユニバーサルデザインの視点を生かした指導や支援の工夫が行われ、すべての児童生徒にとって、安心して学べる環境づくりが行われた。	○特別支援教育に係る研修や啓発活動を行っているものの、特別な支援や配慮を必要とする児童生徒が年々増加しており特別支援学級や通級指導教室の担当だけでなく、学校全体での組織的対応や教職員全体の特別支援教育への理解と資質の向上が必要である。	○GIGAスクール構想の推進により、オンライン研修を行うための環境が整備されたため、より効果的なオンライン研修を実施する。また、各学校への指導主事訪問による校内研修の充実させ、指導教諭による計画訪問校数を増やし（令和6年度から2名配置）、更なる教職員の資質向上を図る。	教育研究所
		特別支援学級の児童生徒の保護者に対して、その負担能力（世帯の所得）に応じて、学用品費、修学旅行費、給食費等、就学に必要な経費を補助し、経済的負担を軽減します。	○対象者数 ・特別支援就学奨励費：649人	○特になし	○引き続き実施し、保護者負担の軽減を図る。	教育委員会総務課

②	外国人児童生徒等への支援	外国人児童生徒等についても、教育の機会を適切に確保するため、教育相談員を派遣するなど教育相談や学習・生活支援に努めます。	令和5年度は教育相談員15名を小学校6校（のべ23名）中学校2校（のべ4名）に派遣した。本人、保護者にとって教育相談員の派遣は心理的な不安を解消するとともに、長崎での学習や生活を進める上で大きな支えになっている。	言語が多様化していることから、母国語を話すことができる支援者を探すが難しいこと、指導が必要な児童生徒は増加しており、今後予算を増やしていく必要があること等が挙げられる。	大学と連携し、多様な言語に対応できる支援者（留学生等）を紹介してもらう。	学校教育課
③	ヤングケアラーへの支援	障害や病気のある家族、幼い兄弟姉妹など、ケアを必要とする人がいるために本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている「子ども」とされる「ヤングケアラー」を早期に発見し適切な支援につなげるため、関係機関、民間団体等と連携し、ヤングケアラーの支援に向けた体制づくりを検討します。	<p>【こどもみらい課】 ○困難を抱える子どもからの相談窓口の設置を検討した。 （「長崎市こども相談センター」、令和6年4月設置） ○関係各課と多様かつ複合的な子どもと子育ての問題への対策・対応について協議を行い、ヤングケアラー支援の対応及び担当課を明確化した。</p> <p>【学校教育課】 ヤングケアラーであると疑われる児童生徒を早期に把握し、必要な支援委つなくするために、「長崎市ヤングケアラー実態調査」を学期に1回、年間で計3回実施した。令和5年度は小学生17人、中学生30人のヤングケアラーを把握した。</p> <p>【福祉総務課】 市民からの福祉に関する相談・援助・情報提供や行政への協力、関係機関との連携を行う民生委員・児童委員活動を支援するため、活動助成費補助金を交付した。</p> <p>【障害福祉課】 障害者への適切な支援を行うことで、ケアを担っている家族等の負担の軽減につながった。</p> <p>【介護保険課】 介護保険サービスの支給事務等において、ヤングケアラーの発見に繋がる案件は見受けられなかった。</p> <p>【地域包括ケアシステム推進室】 多機関型地域包括支援センターを設置し、子ども分野だけに限らず、高齢、障害、生活困窮など福祉分野に関連する複合的な課題を抱える世帯の問題をワンストップで受け止め、多機関との連携により包括的な支援を行っている。 また、中学校における居場所教室を学校と共同で運営し、気になる児童の情報共有などを定期的に実施している。</p> <p>【地域保健課】 長崎市青少年問題協議会へ参加し、関係機関、民間団体等と情報交換を行った。</p>	<p>【こどもみらい課】 ○現在、こどもからの相談の手段は、来所・電話・メール・ラインがあるが、こどもが相談しやすいしくみが求められている。</p> <p>【学校教育課】 学校教育課として児童生徒の様子や変容にいち早く気づくためにも、継続的な調査は必要であると考えている。今後は、ヤングケアラー疑いとして把握した児童・生徒自身、または家族に対し、具体的な支援にどうつなげていかなど、関係機関へと「つなぐ」役割を具体的にどのように果たしていくかが課題である。</p> <p>【福祉総務課】 市内の欠員区域については相談体制が不十分である。</p> <p>【障害福祉課】 家族の状況を的確に把握したうえで、適切な量・種類の障害福祉サービスを提供する必要がある。</p> <p>【介護保険課】 介護保険サービスの支給事務等において、ヤングケアラーの発見に繋がる案件があったとしても、把握することが難しい。</p> <p>【地域包括ケアシステム推進室】 ヤングケアラーだけでなく、世帯の中には「8050」等の課題が複合化した世帯や、「障害の疑い」等の制度の狭間にある者を含む世帯に対する支援ニーズは依然高い状況にあり、世帯全体を捉えながら、今後も継続して取組む必要がある。</p> <p>【地域保健課】 精神障害者の中でも状態が悪化した方へ支援することが多く、ヤングケアラーを早期に発見することが難しい部署であるため、関係機関との連携が必要。</p>	<p>【こどもみらい課】 ○GIGAスクール構想で配布している端末を活用して、こどもから相談しやすいしくみを検討する（相談アプリの導入等）</p> <p>【学校教育課】 関係機関との連携をより進めていくことにより、ヤングケアラー疑いの児童・生徒への支援を充実させていく。</p> <p>【福祉総務課】 取組を継続</p> <p>【障害福祉課】 今後も障害者への適切な支援に努め、ケアを担う家族等の負担の軽減に努める。</p> <p>【介護保険課】 介護保険サービスの支給事務等において、ヤングケアラーの発見に繋がる案件を認知した場合は、速やかに課内で情報共有を図りシステムに記録する。 また適切な支援につなげるため、関係機関、民間団体等とも情報共有を図る。</p> <p>【地域包括ケアシステム推進室】 令和5年度に引き続き、高齢・障害・子育て・生活困窮など福祉分野に関連する複合的な課題にワンストップで対応する相談窓口である「多機関型地域包括支援センター」による包括的な支援を実施する。 また、令和6年度より「重層的支援体制整備事業」を開始しているため、これまでの取組みを継続しつつ、新たに設置した支援会議も活用することにより、これまで支援が行き届かなかった者へも包括的に支援していく。</p> <p>【地域保健課】 協議会へ参加し、連携を図るとともに、発見した場合は関係機関と連携しながら支援する。</p>	<p>こども政策課 子育てサポート課 幼児課 こどもみらい課 学校教育課 教育研究所 自治振興課 地域保健課 福祉総務課 高齢者すこやか支援課 障害福祉課 介護保険課 地域包括ケアシステム推進室 各総合事務所 地域福祉課 生活福祉2課</p>

(5)教育費負担の軽減						
取組番号	取組区分	具体的な取組内容	R5年度の成果	課題	今後の取組み方針	所管課
①	義務教育段階の就学支援の充実	経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者や特別支援学級の児童生徒の保護者に対して学用品費、修学旅行費、給食費などを援助、補助するなど、義務教育の円滑な実施を図ります。	○対象者数 ・準要保護者数：5,863人 ・特別支援就学奨励費：649人	○年度当初の申請については、周知が図られているものの、年度途中の家計急変者や転入者への周知が不足している。	○全世帯へ情報の周知徹底と就学に必要な経費の精査を行うとともに、年度途中でも申請ができるように周知を進める。	教育委員会総務課
		公共交通機関等を利用して通学する児童生徒で、遠距離通学する場合に、保護者の負担軽減のため通学費の補助などを実施します。	○対象者数 ・小中学校遠距離通学費：1,227人	○特になし	○引き続き実施し、保護者負担の軽減を図る。	
②	高校生等への修学支援等による経済的負担の軽減	高等学校が設置されていない離島である池島及び高島から県内の高等学校に進学した高校生を対象に、保護者の経済的な負担軽減を図るため、通学費もしくは住居費及び帰省費の一部を補助します。	○対象者数 ・離島高校生就学支援費：2人	○特になし	○引き続き実施し、保護者負担の軽減を図る。	教育委員会総務課
		経済的理由により修学困難な世帯を対象に、一時的に多額の費用が必要となる高校入学準備の負担軽減のため、入学給付金の給付を行います。	○対象者数 ・高校生等入学給付金：261人	○家計急変者や転入者への周知が不足している。	○対象となりうる世帯へ情報の周知徹底を図る。	
		経済的理由により修学困難な生徒の学習機会を確保できるよう支援するため、奨学金の貸与を行います。	貸与人数：3名（継続1名 新規2名） 貸与額：10,000円×3名×12月＝360,000円	授業料に充てるための就学支援金制度に加え、非課税世帯を対象とし、授業料以外の教育費負担を軽減するため、年額として一定額を支給する奨学給付金制度が平成26年度から創設されたため、貸与者数・貸与額が年々減少している。	支援を必要としている人に情報が届くよう、奨学生募集の周知を徹底・強化していく。	
③	生活困窮世帯等への進学費用等の負担の軽減	経済的理由により修学困難な生徒の学習機会を確保できるよう支援するため、生活保護制度による高等学校等の入学や授業、通学に必要な教育費の支給により、経済的負担の軽減を図ります。	高等学校等就学費 総件数 357件 扶助費総計 55,568,269円	国及び県の方針に則り適正実施に努める。	国及び県の方針に則り適正実施に努める。	中央総合事務所生活福祉1・2課、 東南北総合事務所地域福祉課
④	ひとり親家庭への進学費用等の負担の軽減	母子家庭の母及びその扶養する児童、父子家庭の父及びその扶養する児童、父母のない児童、寡婦等の世帯に経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせて福祉を増進するため、必要な資金の貸し付けを行います。	○貸付件数：6件、貸付金額：2,616千円 （内訳：修学資金（子の修学に係る資金）：5件 2,016千円、技能習得資金（親の技能習得に係る資金）：1件 600千円）	授業料等減免や給付型奨学金等の新制度の開始に伴い、ひとり親家庭にとって修学資金等の必要性が小さくなったと思われるが、一方で、制度内容が十分に行きわたっていないことも考えられる。	プッシュ型の情報発信など制度内容の周知を強化する。	こども政策課

**(6)地域における学習支援等**

取組番号	取組区分	具体的な取組内容	R5年度の成果	課題	今後の取組み方針	所管課
①	地域学校協働活動における学習支援等	放課後又は週末等に小学校等を使用し、地域と学校が連携・協力して、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することにより、すべての児童が安全・安心に過ごすことができるようにするため、放課後子ども教室の実施を推進します。	○放課後子ども教室の実施 ・放課後子ども教室を41小学校区で委託事業として実施した。 また、26小学校区は自主運営により実施した。 ・地域コーディネーター研修会を実施（1回）	○単発的なボランティアスタッフの候補者はいるものの、中心となって企画・運営し、継続的に関わることのできる人材が不足しているため、取りまとめ役のコーディネーターとなる人材の発掘が難しい。	○引き続き、コーディネーター等の人材育成やプログラムの更なる質の向上を図るため研修会を実施する。	こどもみらい課
②	生活困窮世帯等への学習支援	貧困の連鎖を防止するため、生活保護世帯等の子どもを対象とした学習会を開催し、学習の支援、居場所の提供、社会性の育成を行います。	・事業対象者 91名 ・学習会開催回数 235回 ・実施イベント スポーツ交流会、イノシシ狩猟・解体体験、市内企業紹介講座	支援動員の働きかけを行っても、事業の意義や効果が対象者に十分伝わっておらず、支援を要する世帯に十分な支援が実施できていない。	ケースワーカーや子どもの健全育成支援員による、よりイメージしやすい形での参加勧奨や委託事業者による家庭訪問での参加勧奨を実施するとともに、教育委員会や関係機関等との連携により効果的な周知を行い、支援対象者がより積極的に支援を受けられるような働きかけを行う。	生活福祉2課

**(7)その他の教育支援等**

取組番号	取組区分	具体的な取組内容	R5年度の成果	課題	今後の取組み方針	所管課
①	学校給食を通じた子どもの食事・栄養状態の確保	学校給食の普及・充実及び食育の推進を図り、適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努めます。	物価高騰による食材費の値上がりの中で、食材価格高騰分について公費負担を行うことで、児童・生徒の学校給食費を値上げすることなく、学校給食の充実及び食育の推進を図ることができ、健康の保持増進に努めることができた。	物価高騰による食材費の値上げが続いている中で、適切な栄養を確保するため、安価な食材を多く使用するなど献立内容の偏りが生じている。	引き続き、食材価格高騰分について公費負担を行うことで、学校給食の充実及び食育の推進を図り、適切な栄養の摂取による健康の保持増進に努める。	健康教育課
②	多様な体験活動の機会の提供	放課後又は週末等に小学校等を使用し、地域と学校が連携・協力して、学習や様々な体験・交流活動の機会を提供することにより、すべての児童が安全・安心に過ごすことができるようにするため、放課後子ども教室の実施を推進します。【再掲】地域学校協働活動における学習支援等	○放課後子ども教室の実施 ・放課後子ども教室を41小学校区で委託事業として実施した。 また、26小学校区は自主運営により実施した。 ・地域コーディネーター研修会を実施（1回）	○単発的なボランティアスタッフの候補者はいるものの、中心となって企画・運営し、継続的に関わることのできる人材が不足しているため、取りまとめ役のコーディネーターとなる人材の発掘が難しい。	○引き続き、コーディネーター等の人材育成やプログラムの更なる質の向上を図るため研修会を実施する。	こどもみらい課

## 重点施策2 生活の安定に資するための支援

### (1)親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援

取組番号	取組区分	具体的な取組内容	R5年度の成果	課題	今後の取組み方針	所管課
①	妊娠・出産期からの相談及び切れ目のない支援	母子健康手帳交付時の専門職による全ての妊婦との面接をはじめ、妊産婦及び乳幼児健康診査等を通じて、乳幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行い、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点による訪問指導等により、相談支援を行える体制づくりを推進します。	○伴走型相談支援事業等において保健師等専門職が妊産婦等の状況把握を行い、支援が必要な家庭に関係機関と連携しながら寄り添い型の支援を実施した。 ○令和6年2月から開始したLINEによる相談において、子育て家庭や子どもが慣れ親しんだツールでいつでも気軽に相談し、必要な情報を適宜得ることで、さらに子育て家庭や子どもの不安軽減を図った。 (LINE相談受付件数：74件 友だち登録：358人) (子ども・子育てに係る総合相談件数：R4 41,748件 →R5 41,372件)	○母子保健機能と児童福祉機能それぞれの中で子育て家庭の支援を行っているが、特に支援を要する事例については両機能が一体的に支援する必要があるが、一体的な支援計画に基づく支援が十分ではなかった。	○母子保健機能と児童福祉機能が一体となった子ども家庭センターにおいて、一体的なサポートプランの作成や合同ケース会議の開催など包括的な支援を行い、子育て家庭に寄り添った伴走型相談支援を実施する。	子育てサポート課 各総合事務所地域福祉課
②	特定妊婦等の把握と支援	母子健康手帳の交付時の面接や、産科等医療機関との連携、乳児家庭全戸訪問事業等において、若年、貧困世帯など困難を抱える特定妊婦等を把握した場合は、子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点、要保護児童対策地域協議会が中心となり、関係機関との連携のもと、養育支援訪問事業等により、地域における継続的な支援を強化します。	○母子健康手帳交付時等に特定妊婦及びハイリスク妊婦を把握した場合は、地区担当保健師が支援プランを立案し、妊婦本人及び産婦人科等と共有を行い、必要時各関係機関とともに連携を図りながら支援した。	○妊娠届出の遅い妊婦や10代の若年妊婦などの課題を抱えた特定妊婦全員について産婦人科医療機関等との情報共有の場が特設ず、家庭状況や支援方針の共有ができていない場合がある。	○母子保健機能と児童福祉機能が一体となった子ども家庭センターにおいて、特定妊婦等支援の必要がある妊婦へは、サポートプランを策定し関係機関と共有しながら支援を行い、進行管理を行うことで、出産・問題が深刻・複雑化することを未然に防ぐ。	

### (2)保護者の生活支援

取組番号	取組区分	具体的な取組内容	R5年度の成果	課題	今後の取組み方針	所管課
①	保護者の自立支援	生活困窮者等の相談については、相談担当職員や支援員の能力向上を図るとともに、他機関との連携強化等を行うことで課題の解決を図ります。	相談人数 1,945人 延相談件数 13,039件 課題解決率 80.7%	自立相談支援機関による支援において、就労、医療、債務、障害、介護、対人関係など相談の範囲が広く、解決すべき課題が多くなっていることなどで、長期的、継続的な支援が必要となっており、課題解決までに時間がかかるようになっている。	自立相談支援機関による支援において、就労、医療、債務、障害、介護、対人関係など相談の範囲が広く、解決すべき課題が多くなっていることなどで、長期的、継続的な支援が必要となっており、課題解決までに時間がかかるようになっている。	生活福祉2課
		就労支援員を中心とした各種就労支援事業間の連携のみならず、家計改善支援事業や健康管理支援事業も活用しながら、就職実現に向けて対象者の状況に応じた支援を実施します。	対象者数 221人、就職者 36人	就労支援対象者の能力や職歴等に応じて、多様な就労支援を行っているが、ひきこもり等により直ちに自発的な就職活動が困難であったり、就労意欲の低さや長期にわたる未就労、短期間の就労を繰り返すなど就労に向けた多くの課題を抱え、稼働能力はあるものの就労支援を受けても長期にわたり就職できない、すぐに離職してしまう就職困難者が一定数存在する。	求職活動を行っているものの就労までに課題を抱えている生活保護受給者に対する事業等への参加勧奨及びハローワークや民間委託事業者等との合同ミーティングの開催等関係機関との連携に努める。	
		民間委託による就労支援事業において、民間のノウハウを活かした就労支援方法や就業訓練、就労準備支援の充実を図ります。	・ハローワーク 対象者数 179人、就職者100人 ・民間委託事業者 対象者数 157人、就職者 62人	就労支援対象者の能力や職歴等に応じて、多様な就労支援を行っているが、ひきこもり等により直ちに自発的な就職活動が困難であったり、就労意欲の低さや長期にわたる未就労、短期間の就労を繰り返すなど就労に向けた多くの課題を抱え、稼働能力はあるものの就労支援を受けても長期にわたり就職できない、すぐに離職してしまう就職困難者が一定数存在する。	就労準備支援や、就労支援を受けても長期にわたり就職できない、すぐに離職してしまう就職困難事業については、民間委託における就労支援における企業のダイレクトメールのポスティング、市内高校の野球部の硬式ボールの修復等の中間的就労（一般就労の前の就労訓練として行う、比較的軽易な作業により賃金を得るもの）の取り組みを強化し、対象者の就労意欲の醸成を図る。	

①	保護者の自立支援	ひとり親家庭への支援については、家庭生活支援員の派遣による家事や育児などの日常生活支援、母子・父子自立支援員やひとり親家庭等自立促進センターにおける相談・助言等による生活支援を推進します。	<p>○母子・父子自立支援員によるひとり親家庭等の生活指導や相談助言を実施 ・延相談件数：3,361件（令和4年度3,721件）</p> <p>○「ひとり親家庭等自立促進センター」を運営（長崎県との共同運営）し、就労支援・生活支援を実施 ・延相談者数：6,848件（令和4年度 5,690件）</p> <p>【ひとり親家庭等日常生活支援事業】 ○家庭生活支援員を派遣し、家事・育児支援を実施 ・利用世帯：32世帯、利用回数：57回、延利用時間：143時間 （令和4年度 利用世帯：12世帯、利用回数：31回、延利用時間：72.5時間）</p>	<p>【母子・父子自立支援及びひとり親家庭等自立促進センター】 ひとり親家庭等からの相談内容は多岐に渡り、複雑なケースもあることから、対応が難しい事例がある。</p> <p>【ひとり親家庭等日常生活支援事業】 昨年度に比べて利用実績は増加しているが、同一利用者がみられ、支援を必要としている対象世帯に情報が行き届いていない。</p>	<p>【母子・父子自立支援及びひとり親家庭等自立促進センター】 研修等の機会を捉えて母子・父子自立支援員の相談スキル向上を図るとともに、母子・父子自立支援員と自立促進センターの連携を強化し、生活安定と自立促進を図るため、今後も継続して実施する。 また、よくある相談等についてはFAQによる自動応答等の可能性について検討する。</p> <p>【ひとり親家庭等日常生活支援事業】 ホームページやチラシ等により支援が必要な方への周知に努め、また、関係機関へも周知を行うことで、幅広い利用につなげる。</p>	こども政策課 子育てサポート課
②	保育等の確保	<p>子育て家庭が自分の生活形態に合ったサービスを選択できるように、今後の保育の量の見込みや保護者のニーズ等を見極めたうえで、適切な保育の量を確保するとともに、多様な保育サービスの充実を図ります。</p>	<p>○待機児童解消のため、入所可能な保育所等の情報提供などを行ったことで、年度当初における国定義の保育所待機児童数0人を平成31年度以降、継続して維持しており、一定、保育の量の確保ができています。</p> <p>○障害児や医療的ケア児の支援の充実を図るため、延長保育、障害児保育等を実施している保育所等や医療的ケア児を受け入れている保育所等に対し助成を行い、受け入れ体制が一部整ったことで、子育て環境の向上につながった。</p> <p>また、病児・病後児保育施設については、ピーク時には6施設あったが、閉鎖により4施設へ減少したため、保育関係団体等へ事業実施の意向調査を行った結果、新たに4つの保育施設が実施に向けて準備を進めている。</p>	<p>○年度当初においては保育所待機児童の解消に至ったが、年度途中の入所希望児童については、可能な限り受け入れを行っているものの、希望する地域や施設に偏り等があることから、年度末に向けて待機児童が発生している状況にある。</p> <p>○医療的ケア児保育支援事業を実施しているものの、専任看護師の確保が困難等の理由により、受け入れ体制が整わない事例が生じている。</p>	<p>○今後も保育の量の見込みや保護者のニーズを見極めながら、保育の適正な量の確保に努める。</p> <p>○医療的ケア児に係る潜在的なニーズや令和6年度から実施する保育施設内での病児・病後児保育事業の検証を行ったうえで、必要な支援策を検討し、受け入れ体制の安定化を図る。</p>	幼児課
		ひとり親世帯のうち一定の所得以下の世帯や、保育所等を同時に利用する多子世帯の第二子以降の保育料を減額し、経済的負担の軽減を図ります。	○多子世帯の保護者の経済的負担が軽減されることで、これら出産・育児を行う子育て世代の子育てのしやすさにつながった。	○国が定める保育料の上限額よりも低い保育料を設定し、また、多子軽減の対象となる世帯の所得制限を緩和するなどの市独自の施策を行い、子育て世帯の経済的負担の軽減に努めてきたものの、子育て家庭を対象としたアンケートなどでは、子育てにお金がかかり、経済的不安を感じている人が多い。	ひとり親世帯のうち一定の所得以下の世帯や、保育所等を同時に利用する多子世帯の第二子以降の保育料を無償とする。	
		経済的負担が理由で放課後児童クラブを利用できなくなることがないように、就学援助受給世帯やひとり親家庭等への利用料の減免措置を実施します。	○ひとり親家庭等の低所得世帯の経済的負担を軽減するため、利用料の減免を行った。さらに、長期休暇期間に係る利用料加算額も減免対象として支援した。（1,584人）	○長崎市独自の補助制度により利用料減免措置をしているが、その財源の確保が課題である。	○引き続き、低所得世帯に対する利用料の減免措置を実施する。 ○引き続き、国県に利用料減免の補助制度の創設を要望し、財源の確保を図る。	こどもみらい課

③	保護者の育児負担の軽減	子育て家庭が地域で気軽に交流や相談などができるよう、子育て支援センターの充実を図ります。	○子育て支援センターに対する運営費補助 ・17箇所（週6日型13箇所、週3日型3箇所）及び発達支援特化 週3日型1ヶ所（R5からは週6日型へ変更）	子ども・子育て支援事業計画に基づき、市内16区域への子育て支援センター設置が完了し、量の確保を行ったことに伴い、今後、子育て支援センターに対して市としてどのような支援が必要かを検討する必要がある。	利用者サービス向上やスタッフの資質向上等の子育て支援センターの質の向上を図っていく。	こども政策課
		保護者の就労の状況や疾病など生活の実態に応じて子育て支援サービスを選択できるよう、病児・病後児保育事業や子育て短期支援事業、一時預かり事業など、子どもを養育することが困難になった場合に活用可能な支援を推進します。	【子育てサポート課】 0歳児を市内で受け入れるため、ファミリーホームを1か所追加した。 利用実績は昨年度と比べ増加しているが、同一者が複数回利用しているケースもあり、引き続きチラシ設置等により幅広く周知を図る必要がある。 （令和5年度実施状況） 利用実績：452日 実施施設：5箇所（市内の児童養護施設3箇所、ファミリーホーム1箇所、市外の乳児院等1箇所）  【幼児課】 ○障害児や医療的ケア児の支援の充実を図るため、延長保育、障害児保育等を実施している保育所等や医療的ケア児を受け入れている保育所等に対し助成を行い、受入れ体制が一部整ったことで、子育て環境の向上につながった。 また、病児・病後児保育施設については、ピーク時には6施設あったが、閉鎖により4施設へ減少したため、保育関係団体等へ事業実施の意向調査を行った結果、新たに4つの保育施設が実施に向けて準備を進めている。	【子育てサポート課】 利用実績は昨年度と比べ増加しているが、利用者の必要なニーズを把握できておらず、ショートステイを必要としている方に利用してもらうため、引き続きチラシ設置等により幅広く周知を図る必要がある。  【幼児課】 ○医療的ケア児保育支援事業を実施しているものの、専任看護師の確保が困難等の理由により、受け入れ体制が整わない事例が生じている。	【子育てサポート課】 ショートステイを利用することで、通学時の付き添いや親子入所など保護者の育児負担を軽減することができ、児童虐待の予防にも寄与することから、利用者の必要なニーズを把握しながら、今後も継続して実施する。  【幼児課】 ○医療的ケア児に係る潜在的なニーズや令和6年度から実施する保育施設内での病児・病後児保育事業の検証を行ったうえで、必要な支援策を検討し、受け入れ体制の安定化を図る。	子育てサポート課 幼児課
		ひとり親家庭への支援については、家庭生活支援員の派遣による家事や育児などの日常生活支援、母子・父子自立支援員による生活指導や相談・助言等による生活支援を推進します。[再掲] 保護者の自立支援	○母子・父子自立支援員によるひとり親家庭等の生活指導や相談助言を実施 ・延相談件数：3,361件  【ひとり親家庭等日常生活支援事業】 ○家庭生活支援員を派遣し、家事・育児支援を実施 ・利用世帯：32世帯、利用回数：57回、延利用時間：143時間 （令和4年度 利用世帯：12世帯、利用回数：31回、延利用時間：72.5時間）	ひとり親家庭等からの相談内容は多岐に渡り、複雑なケースもあることから、対応が難しい事例がある。  【ひとり親家庭等日常生活支援事業】 昨年度に比べて利用実績は増加しているが、同一利用者がみられ、支援を必要としている対象世帯に情報が行き届いていない。	研修等の機会を捉えて母子・父子自立支援員の相談スキル向上を図り、生活安定と自立促進を図るため、今後も継続して実施する。  【ひとり親家庭等日常生活支援事業】 ホームページやチラシ等により支援が必要な方への周知に努め、また、関係機関へも周知を行うことで、幅広い利用につなげる。	こども政策課 子育てサポート課

### (3)子どもの生活支援

取組番号	高等教育の進学・就学支援	具体的な取組内容	R5年度の成果	課題	今後の取組み方針	所管課
①	生活困窮世帯等の子どもへの生活支援	貧困の連鎖を防止するため、生活保護世帯等の子どもを対象とした学習・生活支援を実施するとともに、専門相談員が関係機関と連携して、引きこもりや不登校など子育てに問題を抱える生活保護世帯の支援を推進します。	【長期支援実績】 ・支援対象者 29名 ・支援完了者 23名 【短期支援実績】 ・支援対象者 54名 ・支援完了者 46名	支援勧奨の働きかけを行っても、事業の意義や効果が対象者に十分伝わっておらず、支援を要する世帯に十分な支援が実施できていない。また、支援を実施している世帯についても、支援員が対象世帯の子どもと接触できていないケースも多く、十分な実情把握及び支援が実施出来ていない。	支援対象の子どもと支援員が接触できていないケースが見受けられるため、学校の夏休みなどの子どもが在宅している長期休暇期間等に、担当CWと支援員による自宅訪問を実施し、子どもとの接触及び実態把握の強化を図る。	生活福祉2課
		不登校や孤立、貧困など、多様かつ複合的な困難を抱える子どもの居場所づくりのため、庁内の関係各課と連携し支援体制の構築を図るとともに、関係する取り組みを行っている外部団体と協議を行い、効果的な支援のあり方について検討を進めます。	○長崎市におけるこどもの居場所関連事業を整理した。 ○補導業務を中心に活動していた「長崎市少年センター」について、こどもの相談支援業務を拡充するよう見直しした（「長崎市こども相談センター」、令和6年4月設置）	○小・中学校や高校、フリースクールなどの民間団体等との連携体制を構築し、潜在的なニーズの早期発見に努める必要がある。 ○現在、こどもからの相談の手段は、来所・電話・メール・ラインがあるが、こどもが相談しやすいしくみが求められている。	○公私小・中・高校の学校訪問を行ったり、関係機関やフリースクール等の団体との会議を定例化したりすることで、必要な連携体制を確立する。 ○GIGAスクール構想で配布している端末を活用して、こどもから相談しやすいしくみを検討する（相談アプリの導入等）	こどもみらい課
		地域での子ども食堂が開設されることを応援するとともに、すでに活動していただいている子ども食堂が継続しやすい環境づくりに努めています。	子ども食堂開設数 27団体、28か所	各運営団体により、自発的に開始されているが、実施回数や規模などに違いがあり、団体が抱える課題もそれぞれである。	現在実施している新規参入検討者へのアドバイザー派遣を継続するとともに、現場の実態を踏まえた新たな支援策の検討を行う。	こども政策課

①	生活困窮世帯等の子どもへの生活支援	経済的負担が理由で放課後児童クラブを利用できなくなることがないように、就学援助受給世帯やひとり親家庭等への利用料の減免措置を実施します。 〔再掲〕 保育等の確保	○ひとり親家庭等の低所得世帯の経済的負担を軽減するため、利用料の減免を行った。さらに、長期休暇期間に係る利用料加算額も減免対象として支援した。(1,584人)	○長崎市独自の補助制度により利用料減免措置をしているが、その財源の確保が課題である。	○引き続き、低所得世帯に対する利用料の減免措置を実施する。 ○引き続き、国県に利用料減免の補助制度の創設を要望し、財源の確保を図る。	こどもみらい課
		経済的な理由から生理用品が購入できないなど、児童生徒から相談があった場合には、市立各学校において、生理用品を提供します。	生理用品を各学校に配付し、使用について学校だけではなく、各世帯にも周知した。児童生徒が困ったときは、保健室等で生理用品を提供した。	特になし	昨年度同様の取組を行う	健康教育課
②	食育の推進に関する支援	家庭における食育を推進するため、乳幼児健診時や地域において、朝食の重要性、共食の大切さや栄養バランスのとれた食事など食に関する意識向上につながるような普及啓発を行います。	○市ホームページや食生活改善普及運動月間等における市役所ギャラリーウォールでの展示を通して、食育や栄養に関する情報発信を行った。 ○乳幼児健康診査において、栄養相談を希望する保護者の相談に対応し、さらに栄養バランス、朝食、野菜摂取の重要性などの情報提供を行った。 ○3歳児健康診査において、保護者に対し朝食の重要性に関するチラシの配布を行った。 ○乳幼児の教室（調理実習含む）では、保護者向けに離乳食、幼児食の作り方、目安量などの食に関する情報提供を行った。 ○地域において食生活改善推進員がおやこ料理教室を行い、料理を通して栄養バランス等の普及啓発を行った。 ○市民健康意識調査の結果、子育て世代と思われる20代から40代の年齢層において、食育に関心を持っている人の割合が、67.8%であった。(令和8年度全世代の最終目標78.9%)	食育に関する意識が十分高まっているとはいえない。	○イベントなど様々な機会を捉え、情報発信を継続して行う。 ○ホームページの掲載内容を再検討し、閲覧数の増加を図る。	健康づくり課 各総合事務所地域福祉課
		保育所・幼稚園・認定こども園の食育計画に基づく食育推進や食事の提供に関する指導・助言等を行います。	●指導監査時等に、食育計画の作成状況を確認し指導助言等を行うことで、概ねの施設で食育計画を作成することができた。 ●指導監査や研修会等で、食事の提供に関する指導・助言を行うことで、児童に適切な栄養量を多くの施設が提供できた。	●食育計画作成を促しているものの、未実施の施設がある ●児童に適切な栄養量の提供が安定していない施設がみられる	保育所・幼稚園・認定こども園の食育計画に基づく食育推進や食事の提供に関する指導・助言等を行います。	幼児課

③	ヤングケアラーへの支援	<p>障害や病気のある家族、幼い兄弟姉妹など、ケアを必要とする人がいるために本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている「子ども」とされる「ヤングケアラー」を早期に発見し適切な支援につなげるため、関係機関、民間団体等と連携し、ヤングケアラーの支援に向けた体制づくりを検討します。</p> <p>[再掲]教育の支援 特に配慮を要する子どもへの支援</p>	<p>【こどもみらい課】 ○困難を抱える子どもからの相談窓口の設置を検討した。 (「長崎市こども相談センター」、令和6年4月設置) ○関係各課と多様かつ複合的な子どもと子育ての問題への対策・対応について協議を行い、ヤングケアラー支援の対応及び担当課を明確化した。</p> <p>【学校教育課】 ヤングケアラーであると疑われる児童生徒を早期に把握し、必要な支援委つなくために、「長崎市ヤングケアラー実態調査」を学期に1回、年間で計3回実施した。令和5年度は小学生17人、中学生30人のヤングケアラーを把握した。</p> <p>【福祉総務課】 市民からの福祉に関することの相談・援助・情報提供や行政への協力、関係機関との連携を行う民生委員・児童委員活動を支援するため、活動助成費補助金を交付した。</p> <p>【障害福祉課】 障害者への適切な支援を行うことで、ケアを担っている家族等の負担の軽減につながった。</p> <p>【介護保険課】 介護保険サービスの支給事務等において、ヤングケアラーの発見に繋がる案件は見受けられなかった。</p> <p>【地域包括ケアシステム推進室】 多機関型地域包括支援センターを設置し、子ども分野だけに限らず、高齢、障害、生活困窮など福祉分野に関連する複合的な課題を抱える世帯の問題をワンストップで受け止め、多機関との連携により包括的な支援を行っている。 また、中学校における居場所教室を学校と共同で運営し、気になる児童の情報共有などを定期的実施している。</p> <p>【地域保健課】 長崎市青少年問題協議会へ参加し、関係機関、民間団体等と情報交換を行った。</p>	<p>【こどもみらい課】 ○現在、こどもからの相談の手段は、来所・電話・メール・ラインがあるが、こどもが相談しやすいしくみが求められている。</p> <p>【学校教育課】 学校教育課として児童生徒の様子や変容にいち早く気づくためにも、継続的な調査は必要であると考えている。今後は、ヤングケアラー疑いとして把握した児童・生徒自身、または家族に対し、具体的な支援にどうつなげていかなど、関係機関へと「つなぐ」役割を具体的にどのように果たしていくかが課題である。</p> <p>【福祉総務課】 市内の欠員区域については相談体制が不十分である。</p> <p>【障害福祉課】 家族の状況を的確に把握したうえで、適切な量・種類の障害福祉サービスを提供する必要がある。</p> <p>【介護保険課】 介護保険サービスの支給事務等において、ヤングケアラーの発見に繋がる案件があったとしても、把握することが難しい。</p> <p>【地域包括ケアシステム推進室】 ヤングケアラーだけでなく、世帯の中には「8050」等の課題が複合化した世帯や、「障害の疑い」等の制度の狭間にある者を含む世帯に対する支援ニーズは依然高い状況にあり、世帯全体を捉えながら、今後も継続して取組む必要がある。</p> <p>【地域保健課】 精神障害者の中でも状態が悪化した方へ支援することが多く、ヤングケアラーを早期に発見することが難しい部署であるため、関係機関との連携が必要。</p>	<p>【こどもみらい課】 ○GIGAスクール構想で配布している端末を活用して、こどもから相談しやすいしくみを検討する（相談アプリの導入等）</p> <p>【学校教育課】 関係機関との連携をより進めていくことにより、ヤングケアラー疑いの児童・生徒への支援を充実させていく。</p> <p>【福祉総務課】 取組を継続</p> <p>【障害福祉課】 今後も障害者への適切な支援に努め、ケアを担う家族等の負担の軽減に努める。</p> <p>【介護保険課】 介護保険サービスの支給事務等において、ヤングケアラーの発見に繋がる案件を認知した場合は、速やかに課内で情報共有を図りシステムに記録する。 また適切な支援につなげるため、関係機関、民間団体等とも情報共有を図る。</p> <p>【地域包括ケアシステム推進室】 令和5年度に引き続き、高齢・障害・子育て・生活困窮など福祉分野に関連する複合的な課題にワンストップで対応する相談窓口である「多機関型地域包括支援センター」による包括的な支援を実施する。 また、令和6年度より「重層的支援体制整備事業」を開始しているため、これまでの取組みを継続しつつ、新たに設置した支援会議も活用することにより、これまで支援が行き届かなかった者へも包括的に支援していく。</p> <p>【地域保健課】 協議会へ参加し、連携を図るとともに、発見した場合は関係機関と連携しながら支援する。</p>	<p>こども政策課 子育てサポート課 幼児課 こどもみらい課 学校教育課 教育研究所 自治振興課 地域保健課 福祉総務課 高齢者すこやか支援課 障害福祉課 介護保険課 地域包括ケアシステム推進室 各総合事務所 地域福祉課 生活福祉2課</p>
④	障害児への支援	<p>障害児が身近な地域で適切にサービスを利用できるよう、障害児通所支援等の充実を図ります。</p>	<p>・障害児通所支援 利用回数：266,430回（令和4年度251,864回）</p>	<p>放課後等デイサービス事業所は増加しているものの、重度障害児や医療的ケア児を受け入れることができる事業所が少ない。</p>	<p>重度障害児や医療的ケア児を受け入れる事業所の確保に努めるなど、利用者のニーズを的確に把握し、サービス提供基盤の強化を図る。</p>	<p>障害福祉課</p>

<b>(4)子どもの就労支援</b>						
取組番号	取組区分	具体的な取組内容	R5年度の成果	課題	今後の取組み方針	所管課
①	生活困窮世帯等の子どもに対する進路選択等の支援	貧困の連鎖を防止するため、生活保護世帯等の子どもを対象とした学習・生活支援を実施します。	・事業対象者 91名 ・学習会開催回数 235回（市内5会場、各47回開催） ・実施イベント スポーツ交流会、市内企業紹介講座	支援動員の働きかけを行っても、事業の意義や効果が対象者に十分伝わっておらず、支援を要する世帯に十分な支援が実施できていない。	ケースワーカーや子どもの健全育成支援員による、よりイメージしやすい形での参加動員や委託事業者による家庭訪問での参加動員を実施するとともに、教育委員会や関係機関等との連携により効果的な周知を行い、支援対象者がより積極的に支援を受けられるような働きかけを行う。	生活福祉2課
②	子どもの社会的自立の確立のための支援	「小学生まちづくりアイデアコンテスト」や「中学生議会」において、未来のまちづくりについて考える場を設け、小中学生もまちづくりの主役であるという意識を育て、長崎市版キャリア教育「長崎LOVERS育成プログラム」を推進します。	児童生徒が自らの生き方や将来の職業生活について考えるため、地元長崎で活躍している職業人による職業講話や、弁護士による法教育等を実施したことにより、多くの児童生徒が様々な分野で活躍している方々の話を直接聞く機会となり、長崎の魅力を実感したり、身近な法律や社会制度に興味をもったりすることができた。 令和5年度はのべ274名の講師を招聘し、のべ9,409名の児童生徒が講話や体験活動を経験。弁護士による法教育では、のべ66名の講師を招聘し、2506名の児童生徒が受講した。	様々な分野で活躍し、地元長崎の生活を支えている方々との出会いや交流体験等を通して、児童生徒が自らの生き方や将来の職業生活について考える機会が増えている。それにより、児童生徒が体験したいキャリア教育の場はより多様化し、できる限りその要望にこたえるために教師にも難しい対応が求められている。	体験活動等に対する児童生徒のニーズが多様化していること等を踏まえ、各学校へキャリア教育人材リストの活用を周知するとともに、弁護士による「法教育」や「中学生議会」など、児童生徒一人一人が自らの将来や長崎の未来を考え、社会的・職業的に自立する基盤を養うことができるよう、多様な人材や体験と出会う機会を増やす。長崎市版キャリア教育「長崎LOVERS育成プログラム」を見直し、「未来（ミラ）クル！！長崎プライド育成プログラム」としてさらなる充実を図り、小中高の校種別に世界遺産や史跡、食文化などに直に触れることをねらいとした「ながさきの魅力発見・発信学習」や、長崎市の中学生がいわき市を訪問する「いわき市派遣事業」を新たに設定した。	学校教育課

<b>(5)住宅に関する支援</b>						
取組番号	取組区分	具体的な取組内容	R5年度の成果	課題	今後の取組み方針	所管課
		離職や収入減等により住居を失うおそれがある者に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、住居及び就労機会等の確保に向けた支援を行います。	給付金支給人数 140人	国及び県の方針に則り適正実施に努める。	国及び県の方針に則り適正実施に努める。	生活福祉2課
		ひとり親家庭の住宅支援については、母子父子寡婦福祉資金貸付金の住宅資金や転宅資金など利用可能なサービスの情報提供を行うなど支援を行います。	母子父子寡婦福祉資金貸付金の住宅資金や転宅資金の情報提供に加え、長崎県社会福祉協議会が実施する「住宅支援資金貸付」事業の案内などを実施。	制度について個別にチラシを送付するなど周知を行っているが、情報が十分に行きわたっているとは言い難い。	対象者に分かりやすく伝わる周知を行う。	こども政策課
		ひとり親家庭等の市営住宅への優先的入居を実施します。	○母子・父子世帯について、市営住宅への優先入居を実施 ・母子・父子世帯：募集実績8戸（入居実績2戸）	特になし	○継続して優先入居を実施する。	建築総務課
		子育て家庭の経済的負担の軽減や、家族の支え合いによる子育てをしやすい環境をつくるため、多子世帯又は三世帯で同居若しくは近居するための中古住宅の取得及び住宅改修費用の一部を助成します。	中古住宅の取得については10件4,000千円、住宅改修については18件6,861千円の助成を行った。	各世帯の手助けとなるよう認知をしていただくための周知・広報の満足度は64.3%であり、目標値の100%に届いていない状況である。	より分かりやすいホームページの作成や、昨年度から作成した住宅支援制度のパンフレットの設置、配布を引き続き行う。	住宅政策室

<b>(6)児童養護施設等の措置解除後の支援</b>						
取組番号	取組区分	具体的な取組内容	R5年度の成果	課題	今後の取組み方針	所管課
①		児童養護施設等に入所していた子どもが家庭に復帰した後に子どもが安定した生活を継続できるよう、児童相談所とも連携しながら、子ども家庭総合支援拠点の専門の相談員による相談や定期的な訪問等を推進します。	児童養護施設の退所が目前にある子どもについて長崎市親子支援ネットワーク地域協議会（要保護児童対策地域協議会）を開催し、児童相談所や地域における子どもの所属する学校等をはじめとする関係機関との間で情報共有し、それぞれ支援の役割分担をし支援をした。子ども家庭総合支援拠点においては児童相談所と連携し専門職による定期的な訪問で見守りや支援を行った。	児童養護施設退所にかかる子どもの全てにおいて児童相談所から引き継ぎがなされていない現状にある。	必要な場合は長崎市親子支援ネットワーク地域協議会（要保護児童対策地域協議会）において、積極的に児童相談所より情報提供してもらい、関係機関と連携し、適切な支援に繋げるため今後も継続して実施する。	子育てサポート課
		長崎市親子支援ネットワーク地域協議会（要保護児童対策地域協議会）において、子どもとその家庭を支援するため情報を共有し、役割を明確にする等、関係機関との連携強化を図ります。	要保護児童対策地域協議会 開催回数 代表者会議 1回 37名 実務者会議 10回 337名 個別ケース検討会議 486回	支援が必要な子どもや家庭は関係機関と連携や役割分担が重要である。	関係機関と連携し、適切な支援に繋げるため今後も継続して実施する。	

<b>(7)支援体制の強化</b>						
取組番号	取組区分	具体的な取組内容	R5年度の成果	課題	今後の取組み方針	所管課
①	相談体制の強化	子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の一体的な取り組みにより、母子健康手帳交付時の面接や、妊産婦及び乳幼児の健康診査、乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、全ての子どもとその家庭及び妊産婦の状況を把握し、併せてあらゆる相談に応じるなかで、支援が必要な家庭等を把握し適切な支援につなぐなど相談支援体制を強化します。	保健師等を配置し、伴走型相談支援事業等においてすべての妊婦や子育て家庭との面談時に、あらゆる相談への対応や必要な支援の提供を行った。 ※不安や悩みを抱える保護者や子どもが地域の身近な場所で相談し、適切なサービスを利用できるよう、利用者支援専門員を中心とした地域の中で子育て支援の連携体制構築を、市内2地区でモデル的に実施した。（子ども・子育て支援連携体制促進事業）	子育て家庭が地域の中で安心して生活できるためには、母子保健を中心とした取り組みに加え、利用者支援専門員が、地域の身近な場所において当事者目線の寄り添い型の支援を実施する利用者支援事業（基本型）が必要。	母子保健を中心とした取り組みに加え、地域の中で子育て支援を行う機関や団体等との連携体制構築をモデル的に実施する。また、令和6年4月設置の母子保健機能と児童福祉機能が一体となったこども家庭センターに加え、及び地域子育て相談機関の設置を見据え、包括的な支援体制のもと寄り添い型の支援を行うための本市に適した地域での相談支援のあり方を検討していく。	子育てサポート課 各総合事務所地域福祉課
		長崎市親子支援ネットワーク地域協議会（要保護児童対策地域協議会）において、学校や保育所等の関係機関との連携を強化し、支援が必要な子どもとその家庭を早期に発見し、情報共有や役割分担を明確にしながら、適切な支援を行います。 〔再掲〕児童養護施設等の措置解除後の支援	要保護児童対策地域協議会 開催回数 代表者会議 1回 37名 実務者会議 10回 337名 個別ケース検討会議 486回	支援が必要な子どもや家庭は関係機関と連携や役割分担が重要である。	関係機関と連携し、適切な支援に繋げるため今後も継続して実施する。	子育てサポート課
		スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの配置・派遣により、いじめや不登校等の生徒指導上の課題を早期に発見し、適切に対応するとともに、様々な課題を持った子どもたちに対して、早期の段階で子どもたちの話を受け止め、個別の課題を解決しつつ、関係機関と連携して生活支援や福祉制度につなげていくことができるよう支援に努めます。 〔再掲〕教育の支援 地域と連携した学校指導・運営体制の充実	【教育研究所】 ・スクールソーシャルワーカー継続支援対応人数167人（小109人、中58人）に対し、426件のケースに対応した。 ・対応件数426件中342件（81%）は、問題が解決、あるいは支援中であるが好転した。  【学校教育課】 児童・生徒の自立及び社会適応能力の育成を図ることを目指し、問題行動が発生した学校や、カウンセラー派遣を希望する学校の児童・生徒、教職員及び保護者が直接専門家から指導助言を受けるため、カウンセラーを派遣する「長崎市スクールカウンセラー派遣事業」を実施した。令和5年度は年間180時間（1回3時間計60回）の内、152時間（54回）の派遣を行った。	【教育研究所】 ・スクールソーシャルワーカーの支援が必要と思われる事案であっても、家庭が拒否をし、支援を届けられない場合がある。 ・家庭が抱える問題が複雑化しており、困難な事案が増えている。  【学校教育課】 児童生徒を取り巻く問題は益々多様化・複雑化しており、児童生徒や保護者のスクールカウンセラーに対するニーズが高まる中、緊急時のスクールカウンセラー派遣が重なる場合は、予算が不足してしまう可能性がある。	【教育研究所】 ・様々な事案に対して的確に対応していくため、スクールソーシャルワーカーの資質向上や関係機関との連携の充実を図る。  【学校教育課】 「長崎県スクールカウンセラー派遣事業」などと適切に連携して、各校の要望に応えることができるようにする。	教育研究所 学校教育課

②	ひとり親支援に係る相談窓口の体制強化	ひとり親家庭の相談窓口において、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで、個々のひとり親家庭が抱える課題に対応した支援を行います。併せて、長崎市社会福祉協議会が行っている貸付制度についても周知を図ります。	○母子・父子自立支援員によるひとり親家庭等の生活指導や相談助言を実施。 ・延相談件数：3,361件（令和4年度3,721件） ○「ひとり親家庭等自立促進センター」を運営（長崎県との共同運営）し、就労支援・生活支援を実施 ・延相談者数：6,848件（令和4年度 5,690件） ○必要に応じて長崎市社会福祉協議会が実施する貸付制度を案内。	ひとり親家庭等からの相談内容は多岐に渡り、複雑なケースもあることから、対応が難しい事例がある。	研修等の機会を捉えて母子・父子自立支援員の相談スキル向上を図るとともに、母子・父子自立支援員と自立促進センターの連携を強化し、生活安定と自立促進を図るため、今後も継続して実施する。	こども政策課
③	生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策の連携の推進	生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業や子どもの学習・生活支援事業を活用して、ひとり親家庭が社会的につながりを持ち、地域社会から孤立しないために必要な支援を行います。	自立相談支援事業や子どもの学習・生活支援事業を通じて、結果的にひとり親家庭の孤立の防止に繋がっているケースもあると考えているが、生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策との連携の推進を行うまでには至っていない。	自立相談支援事業や子どもの学習・生活支援事業を通じて、結果的にひとり親家庭の孤立の防止に繋がっているケースもあると考えているが、生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭向けの施策との連携の推進を行うまでには至っていない。	連携方法について、ひとり親家庭向けの施策担当部署とすり合わせを行う。	生活福祉 2 課
④	相談職員の資質向上	子ども家庭総合支援拠点及び子育て世代包括支援センターの職員のスキルアップのための研修受講など、職員の資質の向上を図ります。	子どもや子育てに関する相談に適切かつ迅速に対応できるようにするため、長崎県児童相談所職員との人事交流や研修受講を行ったことで職員の資質向上につながり、相談体制の充実を図ることができた。	核家族化、地域つながりの希薄化等により育児の孤立化や負担感が増し、さらに子どもや子育て支援に関する情報は日々変化しているため、専門職が対応するための情報整理やスキルアップが図られなければ、多くの対応を必要とする対応困難な事例に対応できない。	子どもや子育てに関する相談に適切かつ迅速に対応できるよう、引き続き職員の研修・人事交流などによりスキルアップを図る。	子育てサポート課

**重点施策3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援**

**(1)職業生活の安定と向上のための支援**

取組番号	取組区分	具体的な取組内容	R5年度の成果	課題	今後の取組み方針	所管課
①	職業と家庭が安心して両立できる働き方の実現	長崎市労政だよりやその他情報紙等による情報発信を行うとともに、男女共同参画推進センターにおいて、ワーク・ライフ・バランスに関する講座を開催し、周知啓発を図ります。	<p>【人権男女共同参画室】</p> <p>ワーク・ライフ・バランスの推進に関する意識の醸成を図るため、男女共同参画推進センターにおいて、ワーク・ライフ・バランスに関する講座を10回実施し、187人が受講した。また、より受講者の理解度及び満足度を高めるため、パネルディスカッションの形式を取り入れた講座を開催するなどして、ワーク・ライフ・バランスに関する講座全体の理解度が81.6%から89.5%へ増加したことから、より市民に分かりやすい講座を実施することができた。</p> <p>【産業雇用政策課】</p> <p>○ホームページ「労政だより」でワーク・ライフ・バランスについての周知・啓発を行った。</p> <p>・計画的な年次有給休暇取得促進について周知を行った。(7, 10月号)</p> <p>・女性の活躍推進に関する情報について周知を行った。(10, 1月号)</p> <p>・ワーク・ライフ・バランスに関連するイベントや法令について周知を行った。(7, 1月号)</p>	<p>【人権男女共同参画室】</p> <p>ワーク・ライフ・バランスに関する講座については、介護や父子を対象とした講座などは定員以上の参加者があったものの、参加者が少ない講座もあるなど、ひと講座あたりの参加者数にばらつきがある。</p> <p>【産業雇用政策課】</p> <p>○更に、掲載内容を充実させる必要がある。</p>	<p>【人権男女共同参画室】</p> <p>ワーク・ライフ・バランスに関する講座については、1講座あたりの参加者数を増加させるため、興味を持ってもらえるような講座内容を検討するほか、SNS等を通じて講座の実施を呼びかけるなど、周知方法を工夫していく。</p> <p>【産業雇用政策課】</p> <p>○今後も継続して市民や事業者への広報周知に努める。</p>	産業雇用政策課 人権男女共同参画室
		若年者の地元就職・定着を促進するため、「地元で働く魅力の発信」、「新しい働き方の推進」、「採用活動の支援」の3つの柱で事業を展開することで、地元企業の知名度向上を図るとともに、雇用の受け皿となる企業の受入れ態勢の整備を促進します。	<p>【地元で働く魅力の発信】</p> <p>・地元就職促進プロモーション 総再生回数 X5627回再生、Instagram35,016回再生、 YouTube227,012回再生 フォロー X2,548人、Instagram1,172人、YouTube718人</p> <p>・企業紹介サイト 紹介企業数122社 サイト閲覧数114,741件(令和5年度)</p> <p>・保護者向け地元就職促進セミナー 参加者：78名(会場参加21名、オンライン参加57名)</p> <p>【新しい働き方の推進】</p> <p>・経営者層向け新しい働き方マインドアップセミナー 参加企業数：15社15人</p> <p>・先進事例紹介セミナー 参加企業数：46社57人</p> <p>【採用活動の支援】</p> <p>・人材確保支援費補助金 交付決定企業数：18社</p>	<p>○地元で働く魅力の発信</p> <p>地元企業を紹介するSNSやホームページの広報手段は整いつつあるものの、小学生から大学生までの情報発信の手法等の整理が十分でないことから、各年代に応じたきめ細やかな情報発信ができていない。</p> <p>また、就職に影響を持つ保護者世代へのアプローチも不十分である。</p> <p>○新しい働き方の推進</p> <p>「新しい働き方」について、セミナーや導入支援報告会を開催したことで、学生が魅力を感じる働き方を認識する企業は増えているものの、地元企業自らが取り組む時間の確保が困難な場合やノウハウ不足などの理由により、「新しい働き方」の導入に取り組む地元企業は少ない状況である。</p> <p>○採用活動の支援</p> <p>これまでも地元企業の採用活動に対して支援を行ってきたが、学生の価値観や就職活動の在り方が多様化しており、企業はこれまでの採用活動の見直しが必要で、地元企業の多くは、人手不足やノウハウ不足などから十分な採用活動ができていない。</p>	<p>○地元で働く魅力の発信</p> <p>小学生から大学生までの情報発信の手法等が整理が十分でないことから、関係機関を通じて情報収集を行い、各年代に応じたきめ細やかな情報発信を強化する。</p> <p>また、動画を活用するなど、就職に影響を持つ保護者世代への取り組みを強化する。</p> <p>○新しい働き方の推進</p> <p>「新しい働き方」について、地元企業自らが取り組む時間の確保が困難な場合やノウハウ不足を解消するため、伴走型で導入支援を行う。また、このような取り組み事例をセミナー等で周知していくことで、他企業のモデルとなるような好事例の創出を促進する。併せて、「新しい働き方」以外についても、課題等を分析し、就業後の離職防止や社員満足度を高められる取組みを検討する。</p> <p>○採用活動の支援</p> <p>地元企業に対する採用力の強化や、企業の人手不足やノウハウ不足などの課題解決を図るため、採用活動に要する経費などの支援を引き続き実施する。また、若年者の地元就職・定着を促進する取組への支援も検討し、地元企業の採用活動支援を強化する。</p>	産業雇用政策課

(2)ひとり親に対する就労支援						
取組番号	取組区分	具体的な取組内容	R5年度の成果	課題	今後の取組み方針	所管課
①	ひとり親家庭の親への就労支援	長崎県と共同で運営している長崎県ひとり親家庭等自立促進センターにおける就業支援及び専門家による相談、ハローワークマザーズコーナー、ながさき就職支援ルーム等との連携、母子・父子自立支援員による個々のケースに応じた自立支援計画の策定など、ひとり親家庭の就業支援を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「ひとり親家庭等自立促進センター」を運営（長崎県との共同運営）し、就労支援・生活支援を実施</li> <li>・延相談者数：6,848件（令和4年度 5,690件）</li> <li>○ハローワーク、マザーズコーナーやながさき就職支援ルームとの連携</li> <li>・求人情報や各事業の情報の円滑な取得、提供</li> <li>・専門相談員の指導</li> <li>○自立支援計画の策定及びきめ細かくて継続的な就労支援の実施</li> <li>・計画策定件数：33件（令和4年度 11件）</li> </ul>	制度内容が十分に行きわたっているとは言い難い。	情報発信の充実を図るとともに、ひとり親家庭等の自立支援のため、今後も継続して実施する。	こども政策課
		介護職員初任者研修等の教育訓練講座を受講する者や、看護師等の資格取得のため、自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金により、ひとり親家庭の生活の安定に資する就業に向けた資格取得を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自立支援教育訓練給付金事業 支給件数：7件</li> <li>○高等職業訓練促進給付金等事業</li> <li>・高等職業訓練促進給付金支給件数：41件</li> <li>・高等職業訓練修了支援給付金件数：17件</li> </ul>	制度内容が十分に行きわたっているとは言い難い。	情報発信を積極的に行い、制度内容についてわかりやすく説明行うよう心掛ける。今後も継続して事業を実施する。	
②	ひとり親家庭の親の職業と家庭の両立	保護者の就労の状況や疾病など生活の実態に応じて子育て支援サービスを選択できるよう、病児・病後児保育事業や子育て短期支援事業、一時預かり事業など、子どもを養育することが困難になった場合に活用可能な支援を推進します。 〔再掲〕生活の安定に資するための支援 保護者の育児負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>【ひとり親家庭等日常生活支援事業】</li> <li>○家庭生活支援員を派遣し、家事・育児支援を実施</li> <li>・利用世帯：32世帯、利用回数：57回、延利用時間：143時間（令和4年度 利用世帯：12世帯、利用回数：31回、延利用時間：72.5時間）</li> <li>○障害児や医療的ケア児の支援の充実を図るため、延長保育、障害児保育等を実施している保育所等や医療的ケア児を受け入れている保育所等に対し助成を行い、受け入れ体制が一部整ったことで、子育て環境の向上につながった。</li> <li>また、病児・病後児保育施設については、ピーク時には6施設あったが、閉鎖により4施設へ減少したため、保育関係団体等へ事業実施の意向調査を行った結果、新たに4つの保育施設が実施に向けて準備を進めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【ひとり親家庭等日常生活支援事業】</li> <li>昨年度に比べて利用実績は増加しているが、同一利用者がみられ、支援を必要としている対象世帯に情報が行き届いていない。</li> <li>○医療的ケア児保育支援事業を実施しているものの、専任看護師の確保が困難等の理由により、受け入れ体制が整わない事例が生じている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【ひとり親家庭等日常生活支援事業】</li> <li>ホームページやチラシ等により支援が必要な方への周知に努め、また、関係機関へも周知を行うことで、幅広い利用につなげる。</li> <li>○医療的ケア児に係る潜在的なニーズや令和6年度から実施する保育施設内での病児・病後児保育事業の検証を行ったうえで、必要な支援策を検討し、受け入れ体制の安定化を図る。</li> </ul>	子育てサポート課 幼児課
		経済的負担が理由で放課後児童クラブを利用できなくなることがないように、就学援助受給世帯やひとり親家庭等への利用料の減免措置を実施します。 〔再掲〕生活の安定に資するための支援、保育等の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ひとり親家庭等の低所得世帯の経済的負担を軽減するため、利用料の減免を行った。さらに、長期休暇期間に係る利用料加算額も減免対象として支援した。（1,584人）</li> </ul>	○長崎市独自の補助制度により利用料減免措置をしているが、その財源の確保が課題である。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○引き続き、低所得世帯に対する利用料の減免措置を実施する。</li> <li>○引き続き、国県に利用料減免の補助制度の創設を要望し、財源の確保を図る。</li> </ul>	こどもみらい課

**(3)ふたり親世帯を含む困窮世帯等への就労支援**

取組番号	取組区分	具体的な取組内容	R5年度の成果	課題	今後の取組み方針	所管課
①	就労機会の確保	ハローワークや民間の就労支援機関等と連携し、困窮世帯等の状況に応じ、子育てとの両立が可能な求人情報の提供や応募書類の作成、面接演習等を実施し、就労の実現と自立を目指した支援を行います。	ハローワーク 対象者数 179人、就職者100人 就労支援員 対象者数 221人、就職者 36人 民間委託事業者 対象者数 157人、就職者 62人	就労支援対象者の能力や職歴等に応じて、多様な就労支援を行っているが、ひきこもり等により直ちに自発的な就職活動が困難であったり、就労意欲の低さや長期にわたる未就労、短期間の就労を繰り返すなど就労に向けた多くの課題を抱え、稼働能力はあるものの就労支援を受けても長期にわたり就職できない、すぐに離職してしまう就職困難者が一定数存在する。	求職活動を行っているものの就労までに課題を抱えている生活保護受給者に対する事業等への参加勧奨及びハローワークや民間委託事業者等との合同ミーティングの開催等関係機関との連携に努める。	生活福祉2課
②	親の学び直しの支援	ハローワークと連携し、職業訓練や各種講座の案内、生活保護制度の生業扶助等の活用により、学び直しの支援を行います。	ハローワーク 対象者数 179人、就職者100人	就労支援対象者の能力や職歴等に応じて、多様な就労支援を行っているが、ひきこもり等により直ちに自発的な就職活動が困難であったり、就労意欲の低さや長期にわたる未就労、短期間の就労を繰り返すなど就労に向けた多くの課題を抱え、稼働能力はあるものの就労支援を受けても長期にわたり就職できない、すぐに離職してしまう就職困難者が一定数存在する。	求職活動を行っているものの就労までに課題を抱えている生活保護受給者に対する事業等への参加勧奨及びハローワークや民間委託事業者等との合同ミーティングの開催等関係機関との連携に努める。	
③	非正規雇用から正規雇用への転換	非正規などの不安定な雇用環境にある方が生活費や住宅費の心配をすることなく、正規雇用を目指すことができるよう金銭給付を受けながら求職活動を行うことができる職業訓練受講給付金や住居確保給付金などの制度活用を図ります。	給付金支給人数 140人 ※職業訓練受講給付金の給付人数は統計を取っていない	国及び県の方針に則り適正実施に努める。	国及び県の方針に則り適正実施に努める。	

## 重点施策4 経済的支援

### (1)子育てに関する経済的支援

取組番号	取組区分	具体的な取組内容	R5年度の成果	課題	今後の取組み方針	所管課	
		ひとり親世帯等の18歳到達年度の末日までにある児童（障害児童は20歳未満）について、児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童を養育する母又は父又は養育者に児童扶養手当を支給します。	○ひとり親家庭等で父または母と生計を同じくしていない児童を養育している母または父または養育者に児童扶養手当を支給	児童扶養手当のみではひとり親世帯の家計を賄うことはできなことから、就労支援等の施策連携が必要である。年金受給開始に伴う過誤払いが増加傾向にある。	令和6年11月分からの制度見直しについて、受給者に支援が届くよう着実に実施する。 過誤払いに関しては、窓口申請時及び現況届受付時に、年金受給決定時には迅速な届出が必要な旨の案内を強化していく。	こども政策課	
		中学校修了前の児童を養育している保護者に対し、児童手当を支給し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	○中学校修了までの児童を養育している保護者へ児童手当を支給 (公務員は勤務先から支給)	特になし	令和6年10月分からの制度改正について、受給者に支援が届くよう着実に実施する。		
		満18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある児童を対象に、医療費の一部負担金のうち、子ども福祉医療費の自己負担限度額を差引いた額を助成します。	○保険診療に係る一部負担金から自己負担額を差引いた額を助成 ・自己負担額：1日上限800円、1か月上限1,600円（医療機関ごと）、調剤薬局は自己負担額なし 入院：3,845件 178,016千円 通院：679,681件 1,043,447千円	高校生世代への福祉医療費助成は償還払い方式であることから、子育て家庭にとっての一時的な費用負担や申請手続きに係る負担が発生している。	市が単独で実施している小中学生への助成について、県に対して制度化を要望する。また、高校生世代の現物給付化についても併せて要望する。		
		生活に困窮する方に対して、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、生活の維持や自立した生活が送れるよう支援を行います。	令和6年4月時点 生活保護受給世帯 9,163世帯 生活保護受給者 11,536人 ※数値は子どもがいない世帯含む全体数	国及び県の方針に則り適正実施に努める。	国及び県の方針に則り適正実施に努める。		中央総合事務所生活福祉1・2課、東南北総合事務所地域福祉課
		日常生活において常時介護を必要とする在宅の障害児を対象に、障害児福祉手当を支給し、経済的負担の軽減を図ります。	障害児福祉手当について、必要な相談対応等を行い、法令等に基づき手当を支給した。 対象者 233人	特になし	引き続き、重度障害児やその家族への経済的支援を行う。		障害福祉課
		令和6年度新規事業		○国が定める保育料の上限額よりも低い保育料を設定し、また、多子軽減の対象となる世帯の所得制限を緩和するなどの市独自の施策を行い、子育て世帯の経済的負担の軽減に努めてきたものの、子育て家庭を対象としたアンケートなどでは、子育てにお金がかかり、経済的不安を感じている人が多い。	○同一世帯から2人以上の子どもが保育所、認定こども園、小規模保育事業所及び認可外保育施設を同時利用する場合の第2子の保育料を無償とする。		幼児課

### (2)養育費の確保の推進

取組番号	取組区分	具体的な取組内容	R5年度の成果	課題	今後の取組み方針	所管課
		長崎県と共同で運営する長崎県ひとり親家庭等自立支援センターにおいて、養育費等に関する専門家による法律相談等を実施します。	○「ひとり親家庭等自立促進センター」を運営（長崎県との共同運営）し、養育費等に関する専門家による法律相談等を実施 ・養育費等に関する法律相談：22件	令和4年度に県が実施したひとり親家庭に関するアンケート調査によると、長崎市の母子世帯においては、養育費の取り決めをしている割合は39.5%、また、養育費を受給している割合は27.2%という低い状況にあり、養育費を確保できないことがこどもの貧困の一因となっている。	情報発信の充実を図るとともに、ひとり親家庭等の自立支援のため、今後も継続して実施する。 また、新たに養育費確保支援事業を実施し、養育費に関する取決めを促すとともに、養育費の継続した履行確保を図る。	こども政策課

<b>(3)教育費負担の軽減【再掲】教育の支援</b>						
取組番号	取組区分	具体的な取組内容	R5年度の成果	課題	今後の取組み方針	所管課
①	義務教育段階の就学支援の充実	経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者や特別支援学級の児童生徒の保護者に対して学用品費、修学旅行費、給食費などを援助、補助するなど、義務教育の円滑な実施を図ります。	○対象者数 ・準要保護者数：5,863人 ・特別支援就学奨励費：649人	○年度当初の申請については、周知が図られているものの、年度途中の家計急変者や転入者への周知が不足している。	○全世帯へ情報の周知徹底と就学に必要な経費の精査を行うとともに、年度途中でも申請ができるように周知を進める。	
		公共交通機関等を利用して通学する児童生徒で、遠距離通学する場合に、保護者の負担軽減のため通学費の補助などを実施します。	○対象者数 ・小中学校遠距離通学費：1,227人	○特になし	○引き続き実施し、保護者負担の軽減を図る。	
②	高校生等への就学支援等による経済的負担の軽減	高等学校が設置されていない離島である池島及び高島から県内の高等学校に進学した高校生を対象に、保護者の経済的な負担軽減を図るため、通学費もしくは住居費及び帰省費の一部を補助します。	○対象者数 ・離島高校生就学支援費：2人	○特になし	○引き続き実施し、保護者負担の軽減を図る。	教育委員会総務課
		経済的理由により修学困難な世帯を対象に、一時的に多額の費用が必要となる高校入学準備の負担軽減のため、入学給付金の給付を行います。	○対象者数 ・高校生等入学給付金：261人	○家計急変者や転入者への周知が不足している。	○対象となりうる世帯へ情報の周知徹底を図る。	
		経済的理由により修学困難な生徒の学習機会を確保できるよう支援するため、奨学金の貸与を行います。	貸与人数：3名（継続1名 新規2名） 貸与額：10,000円×3名×12月＝360,000円	授業料に充てるための就学支援金制度に加え、非課税世帯を対象とし、授業料以外の教育費負担を軽減するため、年額として一定額を支給する奨学給付金制度が平成26年度から創設されたため、貸与者数・貸与額が年々減少している。	支援を必要としている人に情報が届くよう、奨学生募集の周知を徹底・強化していく。	
③	生活困窮世帯等への進学費用等の負担の軽減	経済的理由により修学困難な生徒の学習機会を確保できるよう支援するため、生活保護制度による高等学校等の入学や授業、通学に必要な教育費の支給により、経済的負担の軽減を図ります。	総件数 357件 扶助費総計 55,568,269円	国及び県の方針に則り適正実施に努める。	国及び県の方針に則り適正実施に努める。	中央総合事務所生活福祉1・2課、東南北総合事務所地域福祉課
④	ひとり親家庭への進学費用等の負担の軽減	母子家庭の母及びその扶養する児童、父子家庭の父及びその扶養する児童、父母のない児童、寡婦等の世帯に経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせて福祉を増進するため、必要な資金の貸し付けを行います。	○貸付件数：6件、貸付金額：2,616千円 (内訳：修学資金：5件 2,016千円、技能習得資金：1件 600千円)	制度内容が十分に行きわたっているとは言い難い。	情報発信の充実を図るとともに、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、今後も継続して実施する。	こども政策課

## 重点施策 1 【教育の支援】

### 【教育の支援に関する指標及び目標値】

No.	指標		R4 年度計画 策定時の直近値①	R5 年度実績 ②	前回との差 ②-①	目標値
1	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率		98.0% (R3 年度)	91.4%	▲6.6% ↘	98.0%
2	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率		1.4% (R3 年度)	3.1%	1.7% ↗	1.4%
3	生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率		26.9% (R3 年度)	32.1%	5.2% ↗	36.0%
4	ひとり親家庭の子どもの入園希望に対する就園率（保育所・幼稚園等）		100% (R3 年度)	100%	—	100%
5	ひとり親家庭の子どもの進学率	中学校卒業後	96.8% (R2 年度)	98.0%※ (R4 年度)	1.2% ↗	97.0%
6		高等学校卒業後	55.3% (R2 年度)	50.7%※ (R4 年度)	▲4.6% ↘	58.5%
7	スクールソーシャルワーカーによる対応実績のある学校の割合	小学校	100%	100%	—	100%
8		中学校	100%	100%	—	100%
9	就学援助制度に関する周知状況 (入学時及び毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布)		実施	継続	—	継続
10	新入学児童生徒学用品費等の入学前支給の実施状況	小学校	継続	継続	—	継続
11		中学校	継続	継続	—	継続

(No.1~3) 長崎市生活福祉 2 課調べ

(No.4) 長崎市幼児課調べ

(No.5~6) 長崎県児童扶養手当受給者アンケート長崎市分

(No.7~8) 長崎市教育研究所調べ

(No.9~11) 長崎市教育委員会総務課調べ

※(No.5~6) の実績については、長崎県が隔年で実施しているアンケートから引用しているため、直近の実績が令和 4 年度となる。

## 重点施策2【生活の安定に資するための支援】

### 【生活の安定に資するための支援に関する指標及び目標値】

No.	指標	R4 年度計画 策定時の直近値	目標値
1	電気、ガス、水道料金の未払い経験	ひとり親世帯 13.3% (R3 年度)	13.0%
2		子どもがある全世帯 7.5% (R3 年度)	7.0%
3	食料又は衣服が買えない経験	ひとり親世帯 食料 28.4% 衣服 35.8% (R3 年度)	食料 28.0% 衣服 35.0%
4		子どもがある全世帯 食料 16.2% 衣服 20.8% (R3 年度)	食料 16.0% 衣服 20.0%
5	子どもがある世帯の世帯員で頼れる人がいないと答えた人の割合	ひとり親世帯 相談 8.7% お金 25.9% (R3 年度)	相談 8.0% お金 25.0%
6		貧困線を下回る世帯 相談 8.8% お金 24.3% (R3 年度)	相談 7.2% お金 20.4%

出典：長崎市子どもの生活に関する実態調査 ※令和5年度は調査未実施

## 重点施策3【保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援】

### 【保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援に関する指標及び目標値】

No.	指標	R4 年度計画 策定時の直近値 ①	R4 年度実績 ②	前回との差 ②-①	目標値
1	ひとり親家庭の親の就業率	母子世帯 90.3% (R2 年度)	88.9%※	▲1.4% ↘	91.0%
2		父子世帯 87.2% (R2 年度)	94.6%※	7.4% ↗	88.1%
3	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合	母子世帯 50.5% (R2 年度)	52.2%※	1.7% ↗	51.0%
4		父子世帯 67.9% (R2 年度)	67.6%※	▲0.3% ↘	69.4%

出典：長崎県児童扶養手当受給者アンケート 長崎市分

※実績については、長崎県が隔年で実施しているアンケートから引用しているため、直近の実績が令和4年度となる。

## 重点施策4【経済的支援】

### 【経済的支援に関する指標及び目標値】

No.	指標	R4 年度計画 策定時の直近値 ①	R5 年度実績 ②	前回との差 ②-①	目標値
1	子どもの貧困率	10.8% (R3 年度)	—	—	10.0%
2	ひとり親世帯の貧困率	36.2% (R3 年度)	—	—	36.0%
3	ひとり親家庭のうち養育費についての取決めをしている割合	母子世帯 39.4% (R2 年度)	40.0%※ (R4 年度)	0.6%↗	42.9%
4		父子世帯 13.3% (R2 年度)	18.6%※ (R4 年度)	5.3%↗	20.8%
5	ひとり親家庭で養育費を受け取っていない子どもの割合	母子世帯 75.4% (R2 年度)	70.9%※ (R4 年度)	▲4.5%↘	69.8%
6		父子世帯 95.0% (R2 年度)	94.1%※ (R4 年度)	▲0.9%↘	90.2%

出典 (No.1~2) 長崎市子どもの生活に関する実態調査 ※令和5年度は調査未実施

出典 (No.3~6) 長崎県児童扶養手当受給者アンケート

※ (No.3~6) の実績については、長崎県が隔年で実施しているアンケートから引用しているため、直近の実績が令和4年度となる。